

2016年7月

スペインにおける実入りコンテナ総重量申告の施行について

背景

SOLAS 条約の規定 VI/2 が改定され、2016年7月1日より実入りコンテナの総重量の申告（以下”VGM”という、”VGM” = **V**erification of the **g**ross **m**ass of packed containers）が義務化された。この改定は、スペインでは General Directorate of Merchant Marine (DGMM) が発行した 2016年5月31日付 Resolution に基づき施行されている。

条約改定による影響

荷送人による VGM の提供のないコンテナがターミナルに搬入された場合、船長、その代理人またはターミナルの代理人はターミナル等で荷送人の代理としてコンテナ総重量を計測することができる。DGMM によれば、公共港のサービス区域で総重量が計測される場合、港は計測依頼者に対して計測費用を請求する。

条約の適用範囲

改正 SOLAS 条約は、近距離の国際輸送に従事する RO/RO 船には適用されない。

総重量計測方法

総重量は次のいずれかの方法で計測されなければならない。

方法 1: シールされた実入りコンテナの総重量を計測する。

方法 2: 全ての貨物、固縛材等を計測し、コンテナ重量と合計する。

DGMM によれば、スペインで総重量を計測する場合、計測機器はスペインの the National Entity of Recognition (ENAC) の認可を受けた検査機関により調整を受けていなければならない。

ターミナル搬入前の VGM とターミナルで計測した VGM に差異がある場合

ターミナル搬入前の VGM（訳註：荷送人が計測した VGM の意）とターミナルで計測した VGM（訳註：荷送人の依頼によって、あるいは、港の通例の手続きとしてターミナルが計測した VGM の意）に差異がある場合、後者が優先する。DGMM は次の場合に差異があるとみなす。

- ・ コンテナに積載された重量が 15 トンまでの場合、2 つの異なる計測方法で得られた総重量に 500 キログラム以上の相違がある場合。
- ・ コンテナに積載された重量が 15 トンを超える場合、2 つの異なる計測方法で得られた総重量に 5%以上の相違がある場合。

Barcelona 港における VGM 手続き

Barcelona 港は VGM についてのガイドラインを作成した。同ガイドラインについては次のウェブサイトをご参照。

<http://content.portdebarcelona.cat/cntmng/d/d/workspace/SpacesStore/127a9b2c-9020-49fb-b7b5-ac7efa9c6e53/ProVGMv12-ENG.pdf>

以上